



2026年6月29日

各 位

会 社 名 株式会社村田製作所
代表者名 代表取締役社長 中島 規巨
(コード：6981、東証プライム市場)
問合せ先 広報部長 今里 英一郎
(TEL. 075-955-6786)

業績連動型株式報酬制度に基づく基準株式ユニット付与に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、業績連動型株式報酬制度(以下、「本制度」という。)に基づく基準株式ユニットの付与を行うことについて決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 本基準株式ユニット付与に係る株式の発行の概要

(1) 払込期日	未定
(2) 発行する株式の種類及び数	当社普通株式 84,417 株
(3) 発行価額	未定
(4) 発行価額の総額	未定
(5) 株式の発行先及びその人数 並びに発行する株式の数	取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。) 5名 48,540株 執行役員 20名 35,877株
(6) その他	本基準ユニット付与については、金融商品取引法による臨時報告書を提出しております

- (注) 1. 本制度に基づく当社普通株式の割当ては、新株発行または自己株式の処分の方法により行います。
2. 発行する株式の数は、本制度に基づく目標達成度が最も高い場合を想定した数を記載しています。
3. 発行価額は、本制度に基づく当社株式の交付に係る株式発行または自己株式の処分に係る当社取締役会(2029年6月開催予定)決議の日の前営業日の東京証券取引所における当社普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)としますので、未定としています。

2. 発行の目的及び理由

当社は、2025年6月27日開催の第89回定時株主総会において、連続する3事業年度を通じた中期の企業価値向上に対するインセンティブを目的として、当社の取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下、「対象取締役」という。)に対して、業績評価指標の目標達成状況等に応じて支給率を変動させる事後交付型の業績連動型株式報酬(パフォーマンス・シェア・ユニット)制度を導入することにつき、ご承認をいただきました。また、当該定時株主総会

において、本制度に基づき対象取締役に対して付与される確定株式ユニット数（基準株式ユニット数に、業績評価期間終了後に決定した支給率を乗じたユニット数）の合計は年 20 万株以内、対象取締役に交付する当社株式の数の合計は年 10 万株以内、対象取締役に支給する 1 年当たりの金銭報酬債権及び当社株式の交付に伴い生じる納税資金に充当することを目的とした金銭（以下、「納税目的金銭」という。）の総額の上限は確定株式ユニット数の合計の上限である年 20 万株に交付時株価を乗じた額として、それぞれご承認をいただきました。

当社は、当社の執行役員に対しても同様の業績連動型株式報酬制度（以下、総称して「本制度」という）を導入いたしております。

そのため、本基準株式ユニットの付与は、本制度の一環として、対象取締役及び当社の執行役員（以下、総称して「対象取締役等」という。）を対象に実施されるものです。今回、当社は対象取締役等 25 名に対し、本制度の目的、各取締役等の職責の範囲を勘案し、基準株式ユニット 84,417 株を付与することにいたしました（このうち、対象取締役 5 名に対して付与する基準株式ユニットの合計は 48,540 株）。

（注）確定株式ユニット数の合計及び交付上限株式数は、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）または株式併合が行われた場合その他当社株式として発行または処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整します。

3. 本制度の概要

本制度は、連続する 3 事業年度を通じた中期の企業価値向上に対するインセンティブとすることを目的とする事後交付型の株式報酬であります。業績評価指標は、下表のとおりです。

業績評価指標	選定理由	評価 ウェイト	支給率の変動幅	個別 評価期間
平均 ROIC （税引後）	資本効率に重きを置いた 経済価値の創造	50%	0%～200%	3年
相対 TSR	企業価値の持続的向上	30%	0%～200%	3年
サステナビリティ 指標	社会価値の創造	20%	0%～200%	1年

本制度では、報酬諮問委員会の審議・答申に基づく取締役会決議により、各対象取締役等の役位に応じて在任年度ごとに付与される基準株式ユニットの数（1 ユニット＝当社株式 1 株）に、業績評価指標の目標達成状況等に応じた支給率（0%から200%の範囲で変動）を乗じて、各対象取締役等に交付する当社株式の数及び支給する金銭の額を決定します。

なお、各対象取締役等に割り当てる当社株式の基準株式ユニット数に、業績評価期間終了後に決定した支給率を乗じた確定株式ユニット数のうち、原則として50%については、当社株式を交付するための金銭報酬債権を、残りは納税目的金銭で支給します。当該金銭報酬債権と当該金銭の総額は、確定株式ユニット数に、業績評価期間終了後における本制度に基づく当社株式の割当に関する株式発行または自己株式の処分に係る当社取締役会決議の日の前

営業日の東京証券取引所（プライム市場）における当社株式の終値（当該日に終値が公表されない場合には終値の取得できる直近の日まで遡って算定します。以下、「交付時株価」という。）を乗じた金額とします。

（１） 交付株式数、金銭報酬債権及び納税目的金銭の額の算定方法

当社は、以下の（Ａ）の計算式に基づき、各対象取締役等に交付する当社株式の数を算定し（ただし、１株未満の端数が生じた場合には切り捨てるものとします。）、以下の（Ｂ）及び（Ｃ）の計算式に基づき、各対象取締役等に支給する金銭報酬債権及び納税目的金銭の額を算定します。

（Ａ） 各対象取締役等に交付する当社株式の数

基準株式ユニット数（注）×支給率×50%

（Ｂ） 各対象取締役等に支給する納税目的金銭の額

{(基準株式ユニット数×支給率－上記（Ａ）の当社株式の数)} × 交付時株価

（Ｃ） 各対象取締役等に支給する金銭報酬債権の額

上記（Ａ）の当社株式の数×交付時株価

（注） 各対象取締役等の役位に応じて、報酬諮問委員会にて審議の上、毎年決定します。

（２） 退任等の場合の取り扱い

業績評価期間中に任期満了等の正当な事由で退任した対象取締役等に対しては、当社の取締役または執行役員その他当社取締役会で定めるいずれかの地位の在任期間等に応じて合理的に算定された当社株式及び金銭を退任時に交付及び支給するものとします。また、業績評価期間中に対象取締役等が死亡により退任した場合、金銭報酬債権について現物出資させることなく、当該対象取締役等の承継者となる相続人に対して、当該対象取締役等について合理的に算定される金銭報酬債権及び金銭の総額を基準に、当該対象取締役等の在任期間等を勘案して合理的に算定される額の金銭を支給します。なお、当該相続人に対しては、当社株式の交付は行わないものとします。任期満了、死亡その他正当な理由があると取締役会が判断する場合を除き、当社は、付与済の基準株式ユニットのすべてを没収します。

（３） 組織再編等における取り扱い

業績評価期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、金銭報酬債権について現物出資させることなく、当該対象取締役等について合理的に算定される金銭報酬債権及び金銭の総額を基準に当該組織再編等の効力発生日までの期間等を勘案して合理的に算定される額の金銭を支給することができるものとします。

(4) 本制度における当社株式の交付及び金銭の支給の条件

- ① 付与対象期間の開始日において当社の取締役または執行役員その他当社取締役会で定めるいずれかの地位にあったこと
- ② 当社取締役会にて定める一定の非違行為その他当社取締役会が付与されたユニットの没収を相当と定める事由がなかったこと
- ③ その他業績連動型株式報酬としての趣旨を達成するために必要なものとして当社取締役会が定める要件を充足すること

(5) 株式の管理

対象取締役等の死亡及び正当な理由による退任の場合を除いて、評価期間中に、基準株式ユニットに基づき株式を交付することはありませんので、当該場合を除いて、当社の第91期半期報告書の提出前に株式を交付することはありません。

4. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本制度に基づく当社株式の交付に係る株式発行または自己株式の処分における発行価格または処分価格は、恣意性を排除した価格とするため、当該株式発行または自己株式の処分に係る当社取締役会（2029年6月開催予定）決議の日の前営業日の東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）といたします。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的で、かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以上